

令和2年8月19日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契023
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学箕面キャンパス 烈士の碑 移設 1式
- (3) 業務期間 契約締結日 ~ 令和2年12月25日
- (4) 業務場所 大阪大学 箕面キャンパス及び新箕面キャンパス

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 仕様書の配布場所

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学本部事務機構2階
国立大学法人大阪大学 財務部契約課契約第一係
電話 06-6879-4007

4. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合せ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
上記3. の配布場所 と同じ。
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年9月2日 17時15分

5. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負の表示：大阪大学箕面キャンパス 烈士の碑移設 1式

1. 請負期間

契約締結日から令和2年12月25日まで

2. 請負の場所

搬出元

大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1

大阪大学箕面キャンパス 大阪外国語大学記念会館中庭（別紙図面1のとおり）

搬入先

大阪府箕面市船場東3丁目（仮称）箕面船場団地構内

大阪大学箕面新キャンパス 外国学研究講義棟坪庭（別紙図面2のとおり）

ただし、設置場所の詳細については、本学職員と協議の上決定すること。

3. 請負の概要

大阪大学箕面キャンパス 大阪外国語大学記念会館中庭に設置されている烈士の碑

（寸法は高さ5m×幅1.5m×奥行0.5m程度）を大阪大学箕面新キャンパス 外国学研究講義棟坪庭へ移設すること。

また、搬入先の基礎および土台を地中に新設し、烈士の碑撤去後の搬入元の既設土台については、穴埋めを行うこと。

4. 業務計画書の作成について

受注者は、契約締結後、本学職員と、別途契約締結している「大阪大学（箕面）教育研究施設新営その他工事」の受注者と、協議の上、工事現場周辺施設の車両通行状況を把握し、搬出元の日程調整及び搬入先の工事日程を調整の上、移設方法と躯体含む設置にかかる情報を文書及び図面に示した移設業務計画書を作成し、本学職員に提出し、承諾を得ること。なお、請負期間には実業務に伴う事前調査等に要する期間も含むものとする。

5. 事前調査について

烈士の碑の設置場所の地盤状況を確認し基礎を設計した上で、適切な基礎工事を行うこと。また、この碑は、過去に亀裂が入り接着しているため、適時打診検査等を行うこと。打診検査の結果、補強が必要と判断された場合には、本学職員と別途協議することとする。

6. 移設作業について

移設の際は、本学職員より同意を得た業務計画書により作業を行うものとする。なお、移設作業時に石の亀裂、破損および復旧不能の事態が生じた場合については、速やかに本学職員に報告し以後の作業について協議するものとする。

7. 養生について

搬入・移設等の作業に際し、本学施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うよう努め、必要があれば養生等を施すこと。万一、本学の建物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、原状に復するものとする。

8. 廃棄物について

移設・撤去・搬入・設置等の際に発生した廃棄物は、受注者の責任において適正に処分するものとする。

9. 参加資格について

見積書を提出する者は、事前に本学職員立ち合いのうえ、現箕面キャンパスにて現地確認を実施すること。

10. その他

本仕様書に定めのない事項については、本学職員と協議によるものとする。また、業務の途中で疑義が生じた場合は、必ず本学職員と協議するものとする。

見 積 書

調達番号：財契023

調達件名：大阪大学箕面キャンパス 烈士の碑 移設 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた**製造請負契約基準**を熟知し、仕様書及び公募型見積
合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会社名

氏 名

電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学箕面キャンパス 烈士の碑 移設 1式

請負代金額 金 円（うち消費税額及び地方消費税 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 中谷 和彦 と 受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行ううえで知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、大阪大学箕面キャンパスおよび箕面新キャンパスにおいて、これを実施するものとする。
- 第5条 契約期間は、契約締結日から令和2年12月25日までとする。
- 第6条 受注者は、発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第一係に送付する方法で交付するものとする。
- 第7条 請負代金は、1回に支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第一係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者所在地所轄裁判所の採決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者間が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを帰さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。